

長野県須坂看護専門学校管理規則（抜粋）

（昭和 39 年 3 月 30 日 規則第 39 号）

第 5 章 卒 業

（卒 業）

- 第 13 条** 学生の卒業は、学業成績、実習成績、出席状況等について評定のうえ、校長が決定する。
ただし、欠席日数が当該学年の所定の授業日数の 3 分の 1 を超える者については、卒業を決定することができない。
- 2 前項の規定により卒業を決定された者には、卒業証書を授与する。

長野県須坂看護専門学校管理運営規程（抜粋）

（卒 業）

- 第 24 条** 規則第 13 条による決定は、講師会議において行うものとする。
- 2 管理規則第 5 条 1 項に規定された全科目を認定された者に対して卒業を決定する。
 - 3 校長は、卒業を決定した者に対して卒業証書を授与する。